

埼玉県クラスター対策チーム設置運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、埼玉県内の福祉又は医療施設において通常の発生動向を上回る感染症が発生した場合等に、必要に応じて感染制御の専門家として県が派遣等するクラスター対策チーム（COVMAT・eMAT）の運営に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) COVMAT

感染対策について福祉又は医療施設に出向いて技術的支援を行うチームをいう。

(2) eMAT

感染症が発生した福祉施設に対して、福祉部職員とともに行う感染管理認定看護師によるオンラインでの技術的支援をいう。

(3) 感染制御の専門家

医師（感染症専門医や感染症対策の経験を有する医師）及び感染管理認定看護師（専門資格を取得するための教育機関が提供する感染管理に関する研修を受講した者を含む。）をいう。

（編成）

第3条 COVMATは、感染制御の専門家及び保健所職員をもって編成する。福祉又は医療施設の特性に応じ、保健所の判断で感染制御の専門家の編成を調整することができる。

2 eMATは、福祉部職員及び感染管理認定看護師で編成する。

（派遣基準）

第4条 COVMATの派遣基準は、次のとおりとする。

- (1) 県内の福祉又は医療施設において、通常の発生動向を上回る感染症が発生した場合
- (2) 集団感染が発生するなど福祉又は医療施設の感染対策の改善等が必要な場合
- (3) その他、保健所長が必要と認めた場合

（派遣依頼・申請）

第5条 保健所長は、集団感染の報告を受けた福祉又は医療施設のうち、派遣基準に照らして派遣する必要があると認めたときは、感染制御の専門家に協力を依頼する。（参考様式1、参考様式2）

2 福祉部高齢者福祉課及び障害者支援課は、県内の福祉施設からのeMAT

の申請に基づき、感染管理認定看護師に協力を依頼する。

（COVMATの活動内容）

第6条 COVMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 入所者や施設職員等に係る情報の収集
- (2) 有症状者のトリアージと施設等のゾーニング
- (3) 清掃・消毒方法等に関する助言・支援
- (4) 管理者に対する今後の接触者等の健康観察における留意点の助言
- (5) その他、実情に応じた助言

（eMATの活動内容）

第7条 eMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 入所者や施設職員等に係る情報の収集
- (2) 施設等のゾーニング
- (3) 清掃・消毒方法等に関する助言・支援
- (4) 管理者に対する今後の接触者等の健康観察における留意点の助言
- (5) その他、実情に応じた助言

（庶務）

第8条 COVMAT派遣に係る庶務は、保健所において行う。

2 eMATに係る庶務は、福祉部高齢者福祉課及び障害者支援課において行う。

（報告）

第9条 保健所はCOVMAT派遣後、実施報告書を作成し、感染症対策課に提出する。

2 福祉部高齢者福祉課及び障害者支援課は、年度末に当該年度の実績を感染症対策課に報告する。

（その他）

第10条 COVMAT派遣に携行する感染防護具、消毒薬等の資機材は、保健所が整備する。

附則

この要綱は令和2年7月6日から施行し、同日から適用する。

この要綱は令和3年4月1日から施行し、同日から適用する。

この要綱は令和4年1月1日から施行し、同日から適用する。

この要綱は令和4年4月1日から施行し、同日から適用する。

この要綱は令和6年4月1日から施行し、同日から適用する。